建築までの流れ

ここでは、建物を建築するにあたって、必要な申請や許可の流れを簡単にまとめています。

事前協議・許可申請

確認申請手続きで事前に確認が必要な事柄について協議・申請します。

↓

建築確認申請の提出

高松市建築指導課で提出された建築確認申請を審査します。その際に、手数料を現金で納入して下さい。（受付時間は８：３０～１７：００です）

↓

審　　査

審査期間は法６条１項３号建築物は７日間、法６条１、２号建築物は３５日間となっています。期限内に確認できない場合は、『期限内に確認できない旨の通知書』を発行します。

↓

交　　付

確認済証が発行されると、代理者に連絡します。

↓

工　　事

確認済証が発行されると、工事を着工することができます。

↓

設計変更

工事中に何か変更が生じたら、計画変更調書を提出して下さい。変更事項の無い場合は、次に移ります。

↓

中間検査申請

建物が中間検査対象物件の場合、指定工程に達したら、中間検査申請を提出して下さい。中間検査が合格後、次の工程に進みます。

↓

工事完了申請

工事が完了した後、４日以内に工事完了申請を提出して下さい。検査は申請を出されてから７日以内に行ないます。

↓

検査済証発行

検査済証が発行されると、建築完成となります。